

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)(先議) 要旨

本法律案は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができることとともに、閲覧の際の手續等を整備する。
- 二、個人又は法人が住民基本台帳の一部の写しを閲覧することができる場合を、次の1及び2等に限定するとともに、閲覧の際の手續等を整備する。
  - 1 統計調査、世論調査等のうち公益性が高いと認められるもの
  - 2 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの
  - 3、偽りその他不正の手段による閲覧等に対する制裁措置を強化する。
- 四、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。